

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（455）」

2. 日時：平成28年10月5日 13時30分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、池田安全審査官、江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループマネージャー 他17名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他2名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長 他2名

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム副課長 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震土木） 他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」及び「40条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 地震起因火災と津波による溢水の重畳を考慮した建屋貫通部止水箇所への対策③について、耐震Bクラス及びCクラス機器が内包する油が漏えいしないことを説明すること。
- 地震起因火災と津波による溢水の重畳を考慮した建屋貫通部止水箇所への対策④について、消火できることの担保をどうやって取るのか、油が漏えいする範囲等も考慮した上で説明すること。
- 砂の挙動や取水路の構造特性を踏まえても、プラント安定停止まで海水ポンプの機能維持が見込めることを説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（平成28年10月3日提出資料）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）（平成28年10月3日提出資料）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）